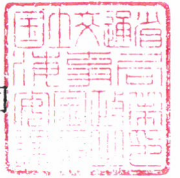


国海安第296号  
令和2年3月3日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会  
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長  
森 有 司



#### 船舶検査心得の一部改正について

標記について、特殊貨物船舶運送規則に関する船舶検査心得の一部を別紙のとおり改正することと致しましたので、よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。また、関係各位への周知方よろしくお取り計らい頂きますようお願い致します。

## 船舶検査心得の一部改正について

令和2年3月  
海事局検査測度課

### 1. 背景

特殊貨物船舶運送規則に規定する事務手続き等について定める通達（平成22年12月1日付け国海査第452号）の一部改正にあわせ、関係する船舶検査心得の改正を行うものである。

### 2. 概要

#### ① 水分管理手順書の更新手続き

特殊貨物船舶運送規則（以下、「特貨則」という。）において水分管理手順書承認書の有効期間は5年と定められているものの、満了時における更新について規定されていない。それにもかかわらず船舶検査心得には更新手続きが規定されており、特貨則と矛盾しているため、当該手続きに関する規定を削除する。

#### ② 水分値の管理者に対する教育・訓練又は研修について

水分管理手順書に関する教育・訓練又は研修について、船舶検査心得に規定する確認項目に不十分な点があったことから、当該確認項目を明記する。

以上

○船舶検査心得

(傍線の部分は改正部分)

備考	現行	改正案
	<p>5-4 特殊貨物船舶運送規則 第2章 固体貨物のばら積み運送 (水分管理手順書による水分管理) 16-3.4(a) (略) (1)・(2) (略) (3) 第3項第3号及び第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に限る。)</p> <p>(i) ~ (iii) (略) (iv) 試験採取者及び水分測定者に対する研修プログラムの内容が、それぞれの業務を行ううえで必要充分なものであることとともに、関係者全員の受講履歴が添付されていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練に替える場合は、受講記録(申請前1年以内のものに限る。)の提出のみとして差し支えない。</p> <p>(新設)</p> <p>(v) 内部監査が、試験採取及び水分測定に係る関係業務について社内基準により定期的に実施されるよう規定されていること。 (vi) 更新に係る申請にあつては、提出された水分測定の実績(前回の検認時等に提出した以降のもの)及び申請前1ヶ月間に発行した水分測定表の写しの内容並びに内部監査が適切に行われていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練に替える場合は、試験採取者及び水分測定者の業務実績がそれぞれ確認できる場合に限り、登録検査機関が実施する座学研修の受講のみで差し支え</p>	<p>5-4 特殊貨物船舶運送規則 第2章 固体貨物のばら積み運送 (水分管理手順書による水分管理) 16-3.4(a) (略) (1)・(2) (略) (3) 第3項第3号及び同項第4号関連(荷送人が水分測定を行う場合に限る。)</p> <p>(i) ~ (iii) (略) (iv) 試験採取者及び水分測定者に対する教育・訓練又は研修に係るプログラムが、それぞれの業務を行ううえで必要充分な内容であること。また、定期的に行われるものを、年間計画表をもって確認すること。 なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練又は研修に替える場合は、登録検査機関の研修を受講する旨が年間計画表に記載されていることを確認した上で、教育・訓練又は研修のプログラムの詳細の提出を省略して差し支えない。</p> <p>(v) 試験採取者及び水分測定者に対する教育・訓練又は研修の記録が添付されていること。なお、登録検査機関が実施する研修を受講することにより教育・訓練又は研修に替える場合は、受講記録(申請前1年以内のものに限る。)を教育・訓練又は研修の記録として差し支えない。</p> <p>(vi) 内部監査が、試験採取及び水分測定に係る関係業務について社内基準により定期的に実施されるよう規定されていること。 (削る)</p>

<p>(4) 第3項第5号関連 (削る)</p> <p>(i) 液化化物質を管理するための手順及び方法は、物質の出荷から船積みに係る時系列的順序により、合理的な管理方法であること。</p> <p>(ii) 水分値の管理者及び関係者に対する教育・訓練又は研修については、16-3.4(a)(iv)及び(v)の規定を準用する。また、水分管理手順書第4章に教育・訓練又は研修のプログラムの詳細及び定期的な教育・訓練又は研修の年間計画に関する記述がある場合には、教育・訓練又は研修の受講記録の確認のみとして差し支えない。</p> <p>(iii) 内部監査に係る確認は、(3)(v)によること。</p> <p>16-3.5(a) 有効期間は、交付に際し行った審査の終了日を起算日として5年を経過する日までとする。(本承認書の有効期間及び審査基準日(水分管理手順書承認書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日)は、船舶検査証書の有効期間及び検査基準日と同様の取扱いである。)</p>	<p>ない。</p> <p>(4) 第3項第5号関連 液化化物質を管理するための手順及び方法は、物質の出荷から船積みに係る時系列的順序により、合理的な管理方法となっていること。なお、水分値の管理者及び関係者に関する訓練又は研修については、訓練又は研修の受講記録の確認のみとして差し支えない。また、内部監査に係る確認は、(3)(v)によること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>16-3.5(a) 有効期間は、交付に際し行った審査の終了日を起算日として5年を経過する日までとする。なお、現有の承認書の有効期間満了の3ヶ月前に受けた更新審査にあつては、現有の承認書の有効期間満了日を起算日として取り扱うこと。(本承認書の有効期間及び審査基準日(水分管理手順書承認書の有効期間が満了する日に相当する毎年の日)は、船舶検査証書の有効期間及び検査基準日と同様の取扱いである。)</p>
---	--